

労働トラブルでお悩みの皆様

費用
無料

秘密
厳守

労働委員会のあっせん をご活用ください!

～働く方、事業主の方、どちらからもお問い合わせいただけます～



このような
お悩みは
労働委員会で
解決!

長崎県労働委員会

労働委員会は働く方と事業主の方とのトラブルを解決するため、法律によって設けられた行政機関です。

公益委員（弁護士など）、労働者委員（労働組合役員など）、使用者委員（会社経営者など）がそれぞれの立場を代表するあっせん員として、労使双方の主張をよく聞き、話し合いによる解決をお手伝いします。

**まずはお気軽
にお問合せください!**

 長崎県労働委員会事務局
〒850-8570 長崎市尾上町3-1行政棟7階
☎ **095-894-3571**
✉ s23000@pref.nagasaki.lg.jp